

■申請から補助金交付までの流れ

太枠部：自治会実施事項

手順	事項	詳細
1	事前相談	交付申請の前に防災安全課（市役所2階）へご相談ください。
2	交付申請	<p>亀山市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付して防災安全課（市役所2階）へ提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 地域防犯カメラ設置（変更）計画書（様式第2号）</p> <p>(2) 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面</p> <p>(3) 防犯カメラの仕様が分かるもの</p> <p>(4) 防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書</p> <p>(5) 地域防犯カメラ設置承認証明書（様式第3号）</p> <p>(6) 地域防犯カメラ設置同意願兼同意書（様式第4号）又は設置に係る許可証等</p> <p>(7) 地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書（様式第5号）</p> <p>(8) 地域防犯カメラの設置に関する亀山警察署への説明報告書（様式第6号）</p> <p>(9) 地域防犯カメラ設置・運用規程（様式第7号）</p>
3	補助金交付決定の通知	亀山市から補助金等交付決定指令書及び「手順5. 実績報告」時に必要な書類を送付します。
4	工事着手	<p>工事を実施してください。</p> <p>※交付決定前に着工された場合は、補助の対象外となります。</p> <p>※交付決定後、金額に変更がある場合は着工前に必ず防災安全課に連絡のうえ、変更申請書を提出してください。</p>
5	実績報告	<p>防犯カメラの設置が完了した日から起算して30日を経過する日までに、地域防犯カメラ設置実績報告書（様式第12号）に以下の書類を添付して防災安全課（市役所2階）へ提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 防犯カメラの購入及び設置工事に係る請求書及び領収書の写し</p> <p>(2) 設置した地域防犯カメラの現状が確認できる写真及び防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等の写真</p> <p>(3) 設置した地域防犯カメラによって撮影された画像を印刷したもの</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p>
6	補助金交付確定の通知	亀山市から補助金等交付確定指令書及び「手順7. 請求書」を送付します。
7	補助金の請求	<p>補助金等交付確定指令書が手元に届いたら、以下の書類を防災安全課（市役所2階）へ提出してください。</p> <p>・ 亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金請求書（様式第14号）</p> <p>※口座情報の確認のため補助金振込先の通帳（コピー可）をご持参ください。</p>
8	補助金の交付	ご指定の振込口座に補助金を振り込みます。